

約 4 割の
先生が
対象です



レセプトCD請求の先生方へ 猶予届は8月31日までに提出を

社保研究部長 平尾 清司

厚労省は、4月からのレセプトのオンライン請求原則義務化に伴い、「紙請求」と「光ディスク等を用いた請求」の具体的な取り扱いについて通知した。紙請求はすでに2月末までに猶予届の提出が締め切られている。光ディスク等を用いた請求（以下、CD請求）は10月以降もCD請求を継続する場合は8月31日までに届出が必要となる。猶予届は1年更新であるため、毎年提出が必要となる。届出をすれば、今までの請求方法を続けられる。ただし、4月以降1度でもオンライン請求にすると、手書きやCDでの請求に変更することができないため、注意が必要だ。



⑤ 問題点をめぐる保険証廃止

現行の健康保険証を残すことが必要である意味を戸井逸美政策部長が解説する。

保険証で対応できる

政策部長 戸井逸美

マイナでなくても既往歴、薬歴の治療活用は可能

武見厚労相は4月9日の記者会見で、マイナ保険証が救急対応の質の改善に役立つこと、震災で避難者の基礎疾患や薬剤・治療履歴を即座に確認できることを示し、マイナ保険証の利用促進の必要性を語っている。しかし、武見大臣がマイナ保険証のメリットとして強調しているものは、マイナ保険証でなく健康

保険証でも可能なのが実態であり、ことさらマイナカードでないとできないかのような喧伝は事実上反する。オンライン資格確認・災害時モードや救急時医療情報閲覧（2024年10月開始予定）などのシステムは、4情報があれば利用できるとが厚労省の説明資料でも明示されている。4情報等を備える現在の保険証で十分、医療情報や薬剤情報等のデータを活用し治療に活かすことは可能なのである。

4情報等とは、①氏名、②生年月日、③性別、④住所または保険者名を指す。これらの情報を使って新システムで検索すれば必ずしもマイナ保険証でなくても既往歴、薬歴などを知ることができ、災害時でも被災者の薬歴・既往症などの情報は、各保険者から提供される仕組みが確立されている。実際、能登半島地震でも石川県

停電等でオンライン資格確認が不可

マイナポータルにログインするには、マイナカードとスマートフォンが必要となるが、災害で停電・通信不通となったエリアではマイナポータルは利用することができない。電柱が倒壊し、光ファイバー回線が破断し、通信環境の悪化で無線通信も困難・繋がりにくくなる地域も出てくる。医療機関が被災した場合もオンライン資格確認（災害時モード）による資格

「マイナと一緒に避難」危険なミスリード

一方で、河野デジタル相は1月24日の記者会見で「災害時にはマイナカードを財布に入れて一緒に避難してほしい」と述べたことが、批判を浴びる結果となった。大津波警報が発令され、放送各社からも「とにかく逃げてください」と連呼されるような状況で、マイナカードをタンスから引っ張り出して財布に入れて逃げようというのは、非常に無責任で危険なミスリードである。能登地震では家屋倒壊に

《4情報等》

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所 または 保険者名称（資格確認書等情報による検索も可能）

よる死者が多く発生した。発災直後の一瞬の判断が生死を分けたこともわかっている。その一瞬の迷いが被災状況を左右することになる。

協会直通番号のご案内

保険請求のご相談や年金・休業保障制度のお問い合わせは直通番号をご利用ください。
社保研究部 06-6568-7467
共 済 部 06-6568-7438

(N)

方法について紹介する。

1. 猶予届の対象

3月までCDで請求してきた医療機関は、9月までは同様の請求が可能。9月までCD請求し、さらに10月以降もCD請求を継続する場合は、今回猶予届を提出すべき対象医療機関となる。

大阪の歯科医院は社会保険診療報酬支払基金の調査で、2024年4月末時点で36・6%がCD請求していると示されている。約4割近い歯科医療機関が対象となる。猶予届の対象となる先生方にはお忘れなく提出いただきたい。

2. 提出方法

インターネットあるいは郵送で提出する。

(1) インターネット
「猶予届出兼移行計画の提出はこちら」←
は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から届出を行う。

(2) 郵送は、厚労省の「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出兼オンライン請求への移行計画書（様式第一号）」を記入し、大阪府国保連合会と社会保険診療報酬



支払基金（東京）へ郵送する。

※「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出兼オンライン請求への移行計画書（様式第一号）」は厚労省ホームページから取り出せます。様式第一号が取り出せない先生は、協会・政策部までお問い合わせください。2部お送りします。（協会TEL・06・6568・7731）
「様式第一号」はこちら←

（書き方については2面（詳細））

6月8日「保険証残せ」街頭宣伝

マイナでなくても受診可能

協会は6月8日、理事会前に近鉄難波ビル前で街頭宣伝に取り組んだ。小澤力理事長、戸井逸美、矢部あづさ各副理事長、杉本敬理事など役員と事務局が参加した。政府は12月2日に現行の保険証廃止方針を進め

としていたが、これが仮に実施されるとしても大阪府内の市町村国保では毎年10月に健康保険証が更新されており、今年も10月に発行された国保証は1年有効だ。その他の協会けんぽなどの社会保険においても、12月の

保険証廃止後も1年以内の有効期間があるとされる。また政府はマイナ保険証を所持しない人には初回は申請なしで資格確認書を交付するとしており、12月2日をもってマイナ保険証でないと受診できないかのような情報が入っているのは誤りだ。政府があまりにマイナ保険証を推進する姿勢が強いと、国民の不安が大きくなっており誤解も生まれているのが実態である。

2日前の国会議員要請では、宮本岳志衆議院議員（共産）から「マイナ保険証を急いで所持しないと思っている国民も多いようだ」との報告もあった。

街頭宣伝では、小澤理事長と戸井副理事長が、国民の声で保険証残せの機運が着実に高まっていること、あわててマイナ保険証に切り替えなくても受診は可能であることなどを訴えた。署名入りのポケットティッシュを受け取った府民からは、「薬局などでマイナ保険証を促進していると感じる。持っていないと薬をもらえないのではないかと、などと不安になる」などと語る声も寄せられた。

一方マイナ保険証の更新忘れなどで無保険者が増えると国民皆保険の屋台骨が揺らぐ。マイナ保険証普及は企業にとってビッグデータ取得と公的保険漬しの一石二鳥と言える。国民皆保険制度が衰退すると、経済格差が医療格差に直結する。保険外併用療養費制度の拡大により治療範囲が制限されたり、病歴によって保険料に差をつけられる事も考えられる。大多数の国民が医療ビジネスの餌食となり適正な医療が提供されない事態にもなりかねない。

我々医療人として、公平な医療提供体制を確保するために、国民皆保険制度を守る必要がある。

経済財政諮問会議は、医療保険の民間参入を推進する提言をしている。政府は医療費の削減に躍起になっており、民間企業は医療保険分野にビジネスチャンスを見出している。政府と企業の利害は一致している。マイナ保険証から得られるビッグデータを使い保険商品を提供すれば錬金術となる。

「歯界」
問会議は、医療保険の民間参入を推進する